

平成 20 年 11 月 5 日

株主及び登録株式質権者の皆様へ

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

東京都千代田区四番町 2 番地 1 2
東 洋 鋼 鉄 株 式 会 社
代表取締役社長 田中 厚夫

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「株式等決済合理化法」といいます。)」(平成16年法律第88号)の施行にあたり、同法附則第8条第1項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

当社は、特別口座の開設及び記録を行なうため、株式等決済合理化法の施行日において株券等保管振替制度をご利用されていない株主様及び登録株式質権者様の情報を、株式会社証券保管振替機構(ほふり)に対し通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

次の口座管理機関に特別口座を開設いたします。

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社

以 上

(注) 「特別口座」とは、株券電子化に伴い、ほふりに預託されていない株券について、株主様及び登録株式質権者様の権利を確保するため、発行会社(当社)が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。